

国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学利益相反規程（16 経教規程第 66 号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学利益相反規程</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 66 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>（利益相反アドバイザーの設置及び配置）</p> <p>第 3 条 本学に利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置き、府中地区及び小金井地区に各 1 人を配置する。</p> <p><u>2 アドバイザーは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「規則」という。）第 23 条第 1 号に定める共生科学技術研究院長が選任する。</u></p> <p>3 アドバイザーの任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>第 4 条～第 6 条 省略</p> <p>（利益相反委員会）</p> <p>第 7 条 規則第 4 条第 2 項に定める共生科学技術研究院（以下「研究院」という。）に、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 総務担当副学長</p> <p>二 研究院運営委員会委員（産官学連携・知的財産センターから選出された</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略（現行どおり）</p> <p>（利益相反アドバイザーの設置及び配置）</p> <p>第 3 条 本学に利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置き、府中地区及び小金井地区に各 1 人を配置する。</p> <p><u>2 アドバイザーは、総務担当副学長が選任する。</u></p> <p>3 アドバイザーの任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>第 4 条～第 6 条 省略（現行どおり）</p> <p>（利益相反委員会）</p> <p>第 7 条 <u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 4 条第 2 項に定める共生科学技術研究院（以下「研究院」という。）に、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 総務担当副学長</p> <p>二 研究院運営委員会委員（産官学連携・知的財産センターから選出された</p>

<p>委員及び研究支援・産学連携チームリーダーを除く。)</p> <p>三 <u>研究院の部門及び拠点から推薦された職員(助手を除く。)</u> 各1人</p> <p>四 産官学連携・知的財産センターの専任教員 2人</p> <p>五 その他委員長が必要と認めた者</p> <p>3 委員会の委員長は、総務担当副学長をもって充てる。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条～第13条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>委員及び研究支援・産学連携チームリーダーを除く。)</p> <p>三 <u>研究院の農学系及び工学系から選出された講師以上の教員</u> 各4人</p> <p>四 <u>研究院の融合系から選出された講師以上の教員</u> 1人</p> <p>五 産官学連携・知的財産センターの専任教員 2人</p> <p>六 その他委員長が必要と認めた者</p> <p>3 委員会の委員長は、総務担当副学長をもって充てる。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第8条～第13条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略</p>
---	--

附 則 (19教規程第20号)

この規程は、平成19年4月23日から施行する。